

「独立行政法人国立公文書館利用等規程」のうち写しの交付手数料の改正  
(概要)

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）では、利用制限情報を含む特定歴史公文書等を閲覧等のために、モノクロでの黒塗り複製物を作成し、利用に供してきたところである（複製物がモノクロなのは、利用頻度や必要経費を総合的に勘案したため）。

このことについて、複数の利用者から、モノクロでの黒塗り複製物では、二重線の訂正、押印等が文字と重なり判読できなくなる等のため、カラーによる提供について強い要望を平成 29 年度以降継続的に受けている（ちなみに、スキャナーにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付においては、カラーによる提供も実施している）。

館においては、これらを踏まえ、実施に伴う館の費用負担、写しを作成する委託業者の業務負担等を検討してきたが、その結果、利用制限情報を含む特定歴史公文書等の閲覧、写しの交付については、カラーでの提供を実施していくこととし、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」第 20 条（写しの交付の方法等）関係別表（写しの交付手数料の料金表メニュー）に「カラー複写」を追加するものである。

【改正案】

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 複写機により用紙に複写したものの交付（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	用紙 1 枚につき 40 円（B4 判及び A3 判についても同じ。） <b>カラー複写については 60 円（B4 判及び A3 判についても同じ。）</b>
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 110 円（B4 判については 130 円、A3 判については 170 円） カラー出力については 130 円（B4 判については 150 円、A3 判については 190 円）
	ハ-1 [略]	[略]
	ハ-2 [略]	[略]

【現行】

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 複写機により用紙に複写したものの交付（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	用紙 1 枚につき 40 円（B4 判及び A3 判についても同じ。） <b>(新設)</b>
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 110 円（B4 判については 130 円、A3 判については 170 円） カラー出力については 130 円（B4 判については 150 円、A3 判については 190 円）
	ハ-1 [略]	[略]
	ハ-2 [略]	[略]